

各 位

平成 30 年 2 月 2 日

公正入札違約金の支払のご報告

イノチオアグリ株式会社

代表取締役 萱 生 義 幸

イノチオアグリ株式会社（以下「当社」といいます。）は、平成 29 年 2 月 16 日付けで、公正取引委員会から、山元町及び東松島市が発注した農業用ハウス工事の受注に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとの認定を受け、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

今般、当社は、山元町及び東松島市に対し、工事請負契約書約款に基づく公正入札違約金として、合計 450,702,000 円の違約金（工事代金額の 100 分の 20 に相当する金額）を支払いましたので、ご報告いたします。

本件に関しまして、お取引様をはじめ、関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をお掛けし、改めて深くお詫び申し上げますとともに、今後は、イノチオグループ全社をあげて、独占禁止法をはじめとする各種法令を遵守することはもちろん、その背後にある「社会的要請」に真摯に応え、二度とこのような事態を招くことがないように努めてまいります。

本件に関するお問い合わせ先
イノチオホールディングス株式会社
CSR 推進室 金田 村林
TEL : 0532-48-5711